

霧島市クリーンセンター不燃ごみ等処理業務

実 施 要 領

令和8年10月

霧 島 市

(市民環境部環境衛生課)

霧島市クリーンセンター不燃ごみ等処理業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

霧島市クリーンセンターに搬入される不燃ごみ及び粗大ごみを適正に処理し、霧島市クリーンセンター第2工場・第3工場の管理を行い、市民が安全に利用できる利用環境を整え、安定した運営体制を維持することを目的とする。

2 事業概要

- (1) 業 務 名 : 霧島市クリーンセンター不燃ごみ等処理業務
- (2) 業 務 場 所 : 霧島市国分敷根2256番地2
霧島市クリーンセンター地内
- (3) 事 業 内 容 : 「霧島市クリーンセンター不燃ごみ等処理業務発注仕様書」のとおり。
- (4) 業 務 期 間 : 契約日から令和14年3月31日まで
なお、上記業務委託期間について、契約締結日から令和9年3月31日までを業務準備期間とし、令和9年4月1日から運用期間とする。
- (5) 委託料上限額 : 提案する見積価格の限度額は、370,550,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

次の各号に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 霧島市物品調達等に係る指名競争入札等参加資格審査要綱（平成17年霧島市告示第37号）により市での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 霧島市一般廃棄物収集運搬許可の取得、又は霧島市家庭系一般廃棄物収集運搬業務を受託していること。
- (3) 公告から契約締結までの期間において、霧島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成17年霧島市告示第44号）及び霧島市物品購入等に係る指名停止に関する要綱（平成17年霧島市告示第38号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

5 公募書類の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の書類は、本市公式ホームページで公表、交付し、窓口等での交付はしない。

- (1) プロポーザル実施要領
- (2) 発注仕様書
- (3) 各様式集

6 実施スケジュール

	項 目	年 月 日
(1)	公募書類の公表（公告）	令和 8 年 10 月 5 日（月）
(2)	現地説明会	令和 8 年 10 月 13 日（火）
(3)	質問の受付期限	令和 8 年 10 月 14 日（水）午後 4 時まで
(4)	質問に対する回答日	令和 8 年 10 月 19 日（月）
(5)	参加表明書等提出期限	令和 8 年 10 月 22 日（木）午後 4 時まで
(6)	参加資格確認結果通知	令和 8 年 10 月 27 日（火）
(7)	企画提案書等の提出期限	令和 8 年 11 月 10 日（火）午後 4 時まで
(8)	審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和 8 年 11 月 17 日（火）
(9)	審査結果通知	令和 8 年 11 月 20 日（金）

※企画提案書等の作成に当たり、現地説明会以外で現地確認をする場合は、事前に「15 問合せ先」まで申し出てください。

7 質問の受付及び回答

質問事項がある場合は質問書（様式1）を使用し、質問内容を簡潔にまとめて、電子メールで提出すること。なお、質問の内容によって、公平性が保てない場合などは回答しないことがある。

- (1) 受付期間 令和8年10月6日（火）から令和8年10月14日（水）
午後4時まで
- (2) 提出方法 質問書（様式1）に内容を簡潔にまとめて記載し霧島市環境衛生課（「14 問合せ先」参照）に電子メールで提出すること。なお、提出の際は必ず電話で確認を行うこと。
- (3) 回答方法 提出された質疑内容及びその回答については、全質疑の内容を集約し、本市ホームページ上で回答する。また、質問がない場合は、その旨を掲載する。なお、回答に対する再質疑は原則受け付けない。

8 現地説明会

現地説明会への参加を希望される場合は、現地説明会参加申込書（様式2）を電子メールで提出すること。

- (1) 開催日時 令和8年10月13日（火）
開始時刻については改めて通知します。
- (2) 開催場所 霧島市クリーンセンター第2工場建物入口
- (3) 申込期限 令和8年10月9日（金）正午まで

9 参加表明書等

参加を希望する者は、次により参加表明書及び添付資料等を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式3）
 - ② 会社概要調書（様式4及びパンフレット等）
 - ③ 滞納なし証明
 - ④ その他、参加資格要件を満たすことを示す書類
- (2) 提出期限 令和8年10月22日（木）午後4時まで
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 持参又は郵送とし、持参の場合は土日及び祝日を除く9時から17時までとする。郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限の午後4時までに必着とする。未着の場合の責任は、応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。
- (5) 提出場所 「14 問合せ先」に提出
※参加資格の確認結果については、参加表明書等を提出した全ての者に書面をもって通知する。

10 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和8年11月10日（火）午後4時まで
- (2) 提出書類
 - ①企画提案書（様式5―1～5―9※任意様式も可）
 - ②見積書（要押印、任意様式）
- (3) 提出方法 持参又は郵送とし、持参の場合は土日及び祝日を除く9時から17時までとする。郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限の午後4時までに必着とする。未着の場合の責任は、応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。
- (4) 提出部数 正本：1部（表紙に所在地、商号又は名称、代表者名を記入し押印すること。）
副本：13部
電子媒体1式
※②見積書の提出は1部のみ
- (5) 提出場所 「14 問合せ先」に提出
- (6) 企画提案書作成方法
 - ①A4版フラットファイルに左綴じすること。
 - ②審査基準を参考に作成すること。
- (7) その他
企画提案書には会社名は表記せず、本市から送付された参加資格確認結果通知書に記載された名称を使用すること。
参加表明書等を提出したのち、企画提案書の提出を辞退したい場合はその旨記載したものを提出すること。（様式は任意とする。）

11 審査方法

- (1) プレゼンテーション及びヒアリング
 - ① 実施日 令和8年11月17日（火）
※日時や実施場所の詳細については、後日通知する。
 - ② 出席者 3名以下
 - ③ 時 間 プレゼンテーション：15分以内、ヒアリング15分程度
 - ④ 機 器 提案書の電子データをモニターに投影してプレゼンテーションを行うことから、提案者はプレゼンテーションに使用するパソコンを用意すること。なお、モニター及びHDMIケーブルは本市が用意する。
 - ⑤ その他 プレゼンテーションに使用する資料は提出資料のみとし、追加資料は認めない。また、プレゼンテーション審査に参加しない場合は、審査の対象としない。

(2) 審査

審査は、「霧島市クリーンセンター不燃ごみ等処理業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、(3)審査基準に基づき最優秀候補者を選定する。企画提案の評価は、全選定委員の評価平均点を得点とする。なお、同点となった場合には、大項目の提案内容の得点が高い者を最優秀候補者とする。

ただし、得点が60点に満たない場合は、最優秀候補者として選定しないこととする。

(3) 審査基準

審査については、次の基準により評価を行う。

大項目	評価項目	評価の着眼点・内容	配点
実施体制	1. 実施体制	・ 会計年度任用職員の継続雇用について	10
		・ 人員等の配置計画	10
業務実績	2. 同種・類似業務の実績	・ 不燃ごみ等の処理業務受託実績	5
実施内容	3. 業務責任者	・ 業務責任者の配置、経験、資格等	5
		・ 有資格者の配置等	5
提案内容	4. 業務の理解度・基本方針	・ 本業務の目的および特性の理解度 ・ 業務遂行の基本方針や考え方	10
	5. 手選別・引き渡しの運用計画	・ 手選別手順およびフローの効率性	5
		・ 処理業者への円滑な引き渡し（搬出）計画	5
		・ 災害発生時のごみ搬入量増大への柔軟な対応策	5
	6. 分別精度の向上・環境配慮	・ 分別精度を向上させるための工夫や教育	5
		・ 作業現場や周辺環境への配慮（粉塵・悪臭対策等）	5
	7. 安全管理・危機管理	・ 労働災害防止に向けた安全対策	5
		・ 危険物（リチウムイオン電池等）による発火事故防止策	5
		・ 緊急時やトラブル発生時の対応体制	5
	8. 市民対応・接遇	・ 接遇マナーを向上させる研修や教育計画 ・ トラブル・クレーム防止の対応策	5
提案価格	9. 見積価格	・ 見積金額の妥当性（予算内であるか） ・ 積算根拠の適正さ	10

(4) 審査結果及び公表

プレゼンテーション参加者には結果にかかわらず書面により通知するとともに、霧島市ホームページで結果を公表する。

12 現地確認

企画提案書の作成に当たり、現地説明会以外の日施設の視察を希望する者は、事前に「14 問合せ先」に連絡し日時調整を行うこと。なお、ごみ処理を継続的に実施しているため、日時については希望に添えない場合がある。また、環境衛生課衛生施設グループの職員は、同行しない。

13 契約の締結

市は、受託候補者を特定した場合は、当該受託候補者と随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行う。この場合、当該受託候補者から、内訳を明記した見積書を改めて徴収し、その見積額が予定価格の範囲内であることを確認した上で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約を締結する。

契約金額は、原則として、当該受託候補者が提出した参考見積書の金額を上限とする。ただし、協議の過程において、霧島市の指示により業務内容に変更が生じた場合は、この限りでない。この場合においては、変更後の業務内容に基づく見積書を改めて徴収し、その見積額が予定価格の範囲内であることを確認する。

当該受託候補者との間で契約条件について合意に至らない場合その他契約の締結が困難となった場合は、次点候補者と契約に係る協議を行う。

14 その他事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者数が 1 社の場合でも、本プロポーザルは実施する。
- (3) 企画提案書の提出を辞退しても、これを理由として、以後の指名等において不利益な取扱いをすることはない。
- (4) 提出された関係書類等は返却しない。また、霧島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、対象文書として原則公開するものとする。ただし、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報は非公開とする。
- (5) 提出期限以降の提案書等の差し替え、又は、再提出は認めない。
- (6) 提出書類等に虚偽の記載が判明した場合は、契約後においても契約を解除し、違約金を請求する場合がある。
- (7) 本プロポーザルに係る著作権は、提出者に帰属するものとする。ただし、最優秀候補者の企画提案書の著作権については、本市に帰属するものとする。

(8) 失格要件

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載がなされた場合
- ③ その他、社会通念上看過できない行動をとった場合
- ④ 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ⑤ 関係者に関する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- ⑥ 地方自治関係法令及び本実施要領に違反した場合
- ⑦ その他、選定委員会が不適切と判断した場合

15 問合せ先

所在地	〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号
担当部署	霧島市 市民環境部 環境衛生課 衛生施設グループ
電話番号	代表：0995-45-5111（内線 1781・1782） 直通：0995-64-0732
FAX 番号	0995-46-0566
メールアドレス	kankyo@city-kirishima.jp